

5-2 労働時間の原則と変形労働時間制、裁量労働時間制



わが国の労働時間に係る制度を整理したものである。

原則の労働時間を1週40時間(特例44時間)、1日8時間と定めるとともに、以下のとおり、4種の変形労働時間制及び3種のみなし労働時間制を認めている。

変形労働時間制

- (1) 一か月単位の変形労働時間制
- (2) フレックスタイム制
- (3) 一年単位の変形労働時間制
- (4) 一週間単位の非定型的変形労働時間制

みなし労働時間制

- (1) 事業場外労働に関するみなし労働時間制
- (2) 専門業務型裁量労働制
- (3) 企画業務型裁量労働制